



# 家庭系可燃ごみ処理有料化 説明会

# ごみ処理料金の見直しについて（答申）

東河環境センター事業検討委員会から、東伊豆町・河津町で収集されるごみやエコクリーンセンター東河への持込みごみについて、両町が現在、**町民1人当たりのごみ排出量及びリサイクル率が、県下で最も悪い部類**であり、循環型社会形成をより推進するためには、ごみの減量化とリサイクル化の促進が期待できる**収集ごみの有料化と持込みごみの料金改定**を行うこと、**料金設定は「近隣市町並み」**とすることが妥当、また、**ごみ減量・資源化施策等の拡充についても配慮**することとの答申を受けた。

## ●ごみ処理料金改定の目的

県内市町別 1人1日当たりのごみ排出量は、平成28年度東伊豆町1,570g（ワースト2位）・河津町1,406g（ワースト3位）・県平均886g、平成29年度東伊豆町1,569g（ワースト2位）・河津町1,411g（ワースト4位）・県平均878gと県内の他自治体と比較して、ごみ排出量が多くなっている。東伊豆町、河津町、東河環境センターでは、**ごみ発生抑制・ごみ減量の推進、ごみ排出量に応じた負担の公平化、近隣市町とのごみ処理料金格差の是正**を主な目的として、ごみ処理料金改定を行い、ごみ減量化と資源化を一層推進していくことが重要である。

## ●減免措置

天災その他特別の事由があると認められるとき、**現在実施している減免措置については継続**する必要がある。町においては、減免を受ける町民・団体に対して、事前申請手続きの周知を行うとともに、申請方法の指導をする必要がある。

## ●その他配慮事項

ごみ処理料金改定を実施した場合、**不法投棄防止対策、ごみ減量化・再資源化の推進、不適正処理防止に対する地域取り組みへの支援**に努めることが必要である。

# 家庭系可燃ごみ処理有料化とは

ごみを出す人が出す量に応じて、ごみの収集、運搬、処分に係る費用の一部を手数料として負担していただく制度です。全国の60%超、県内の45.7%の市町村で既に導入されています。

【現在】 令和4年3月31日まで

**町指定ごみ袋の価格 = 仕入価格 + 小売店の利益等**

※ごみの収集、運搬、処分に係る費用は、税金で賄っています。

【新】 令和4年4月1日から

**町指定ごみ袋の価格 = ごみ処理手数料**

※ごみの処理に係る費用の一部を手数料で賄います。

# 家庭系可燃ごみ処理有料化の目的

## 可燃ごみの減量化・住民負担の公平性

平成17年に、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町の役割として、**「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」**との記載が追加されました。また、**国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが「平成25年環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 一般廃棄物処理有料化の手引き」に明確化**されました。このようなことから、一般廃棄物の排出抑制や排出量に応じた受益者負担を求める必要があります。

# メリット・デメリット

## 1 メリット

- ①**家庭ごみの減量化（排出量の抑制）** <全国市町村有料化目的・第1位>
- ②**排出量に応じた費用負担の公平性の確保（応益負担）**  
<全国市町村有料化目的・第2位>
- ③**排出抑制の経済的インセンティブ（動機付け）、住民の廃棄物排出に係る意識改革**  
<全国市町村有料化目的・第3位>
- ④**焼却施設の延命化（1日30tが減量化により運転制御、延命化へ）、燃料費、電気料、水道料、薬剤費、焼却灰運搬処分費等の削減効果**  
<全国市町村有料化目的・第4位>
- ⑤**資源ごみと処理費用に差を設けることで、分別の促進、資源回収量の増加を期待（リサイクル率の向上・推進）**
- ⑥**温室効果ガスの排出抑制**
- ⑦**域外からのごみの流入を抑制（近隣市町とのごみ処理料金の格差を是正）**

## 2 デメリット

### ①指定袋以外での不適正排出

＜対策＞ 広報等での周知（啓発・啓蒙）、環境美化推進員との連携強化

### ②不法投棄（H17調査より）

・ かなり増加した	6%
・ 多少増加した	30%
・ ほとんど増加しなかった	46%
・ 減少した	1%
・ その他	17%

＜対策＞

- ・ 環境美化推進員との情報共有・連携強化
- ・ 不法投棄パトロールの強化・頻発場所への看板設置・警告
- ・ 警察との協力・監視強化
- ・ 投棄者に対する法の執行（廃棄物処理法により不法投棄をした者は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科）

### ③各家庭でのごみ処理手数料の負担増

＜対策＞ 手数料収入の用途の明確化、手数料水準の適正化（近隣市町と同水準で、全国でも平均並み（近年の有料化事例との比較では低い水準）、ただし、家庭ごみ平均排出抑制率は効果が薄い水準）

# ごみの排出抑制目標について

○1人1日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量

環境省2020年度（令和2年度） 目標 500g

2018年6月の閣議 2025年度（令和7年度） 目標 約 440g

河津町2018年度（平成30年度）実績 約780g

家庭系ごみ量を43.6%削減した場合を想定すると

<1人1日当たりの家庭系ごみ量>

ごみ量を43.6%削減した場合





# 河津町のごみ処理経費

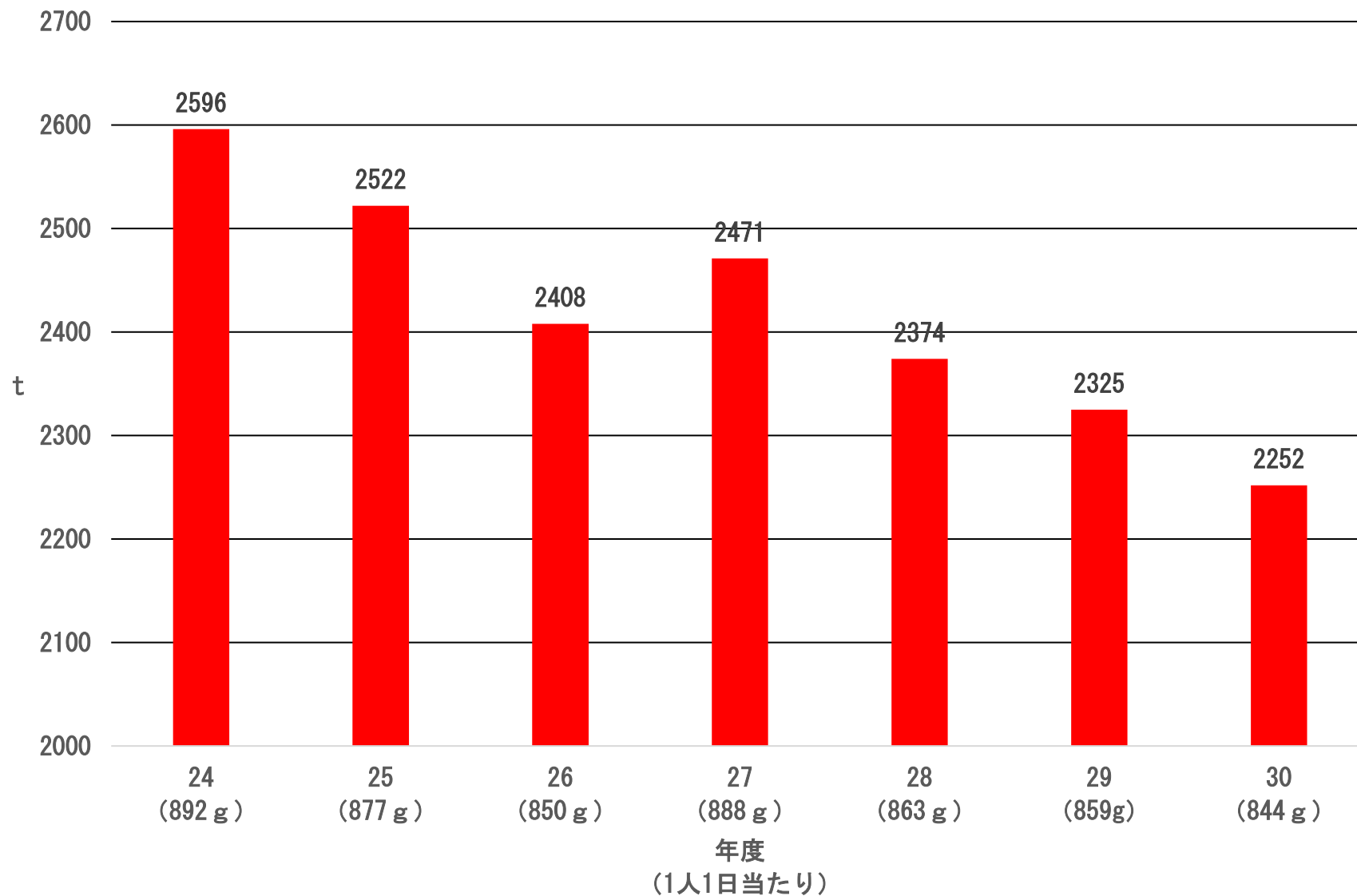
## 平成29年度（2017年度）

1	ごみ収集業務委託料	:	39,593,000	円
2	最終処分に係る委託料	:	17,580,000	円
3	エコクリーンセンター運営費分担金	:	113,864,000	円
4	町指定ごみ袋販売補助金	:	1,131,000	円
<b>1～4の合計</b>		<b>:</b>	<b>172,168,000</b>	<b>円</b>

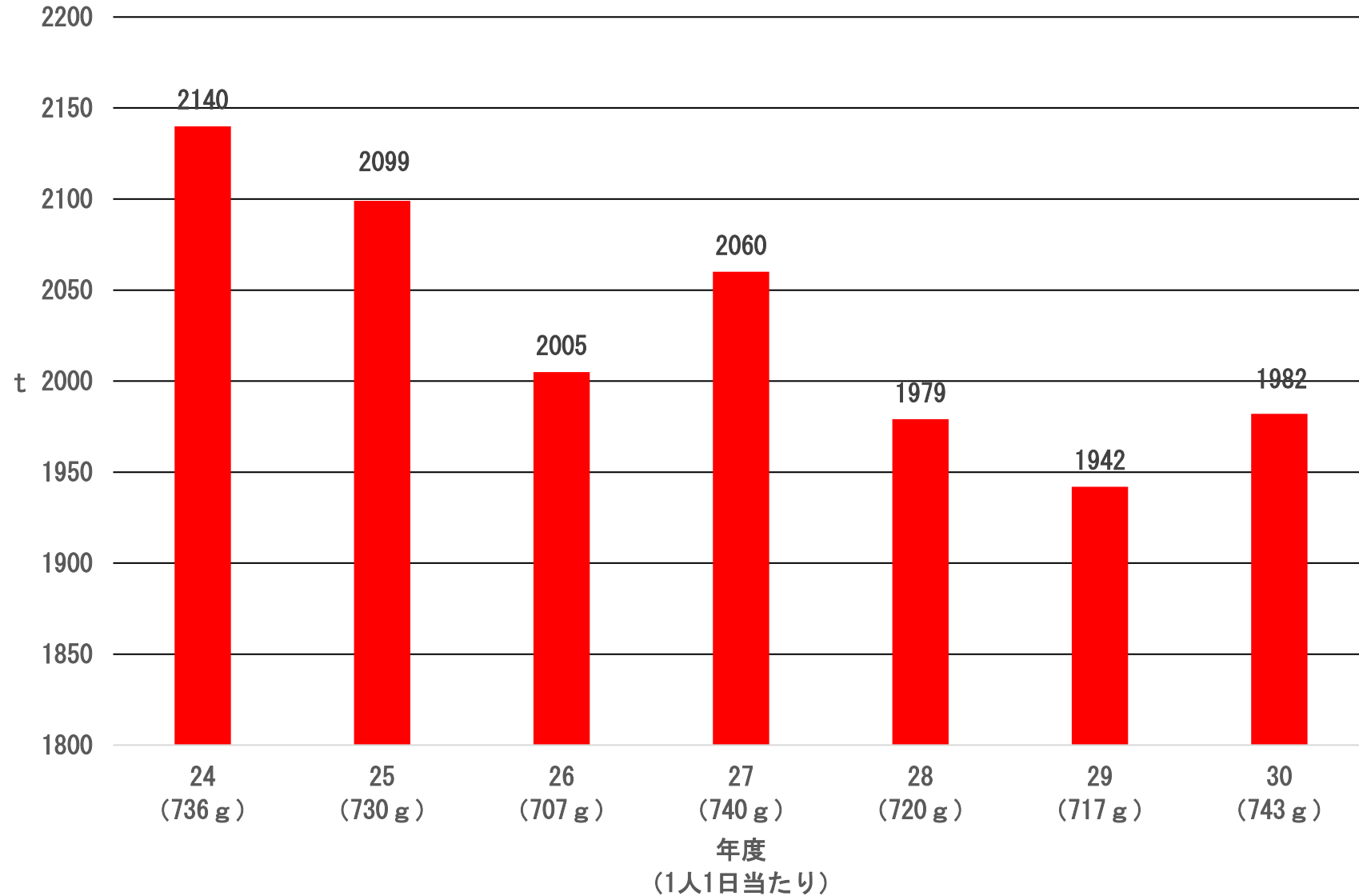
## 【町民1人当りに換算した処理費用】

平成30年3月31日人口	:	7,339	人
		<b>23,459</b>	<b>円</b>

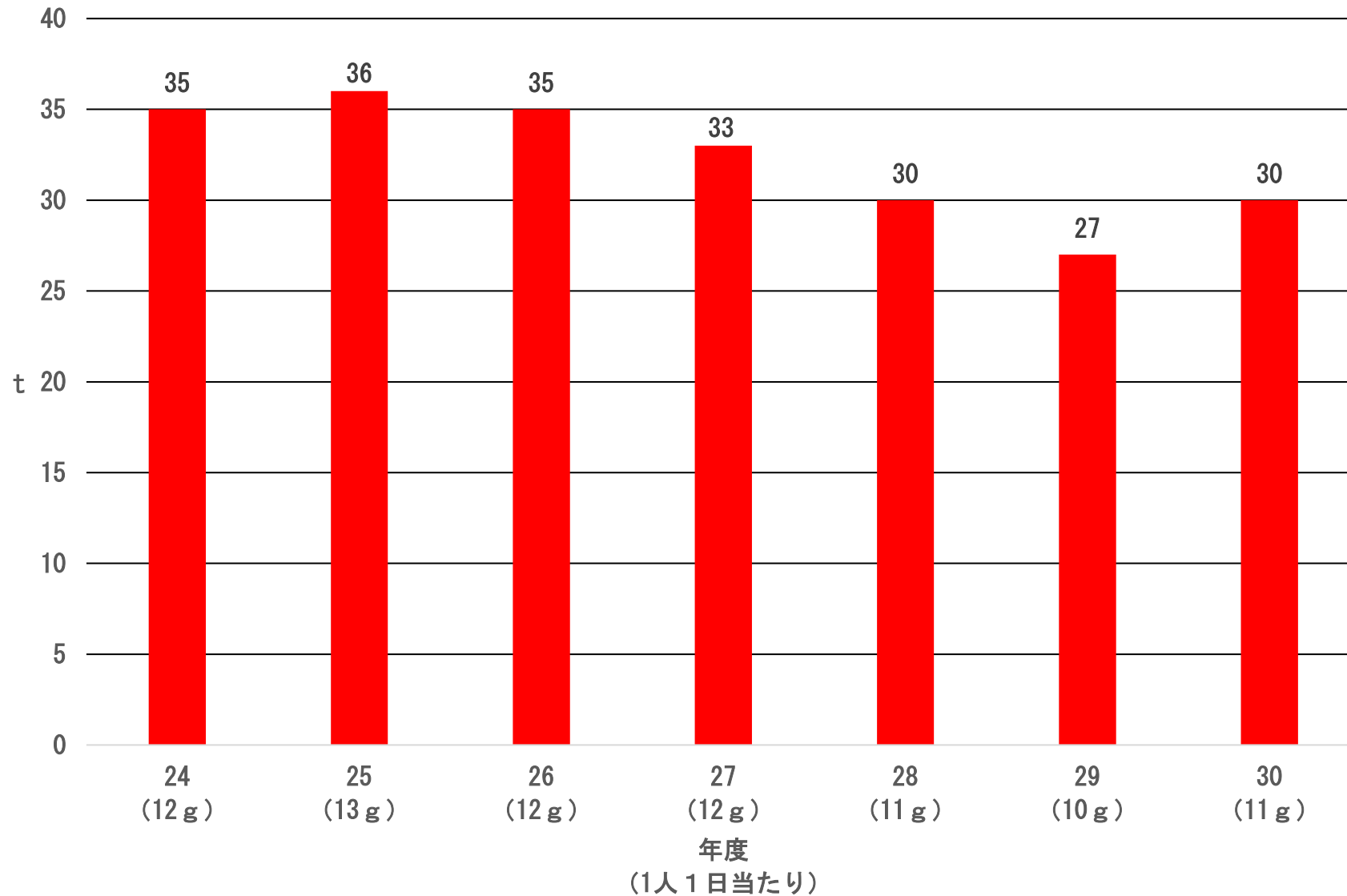
# 河津町の家庭系ごみ排出量(可燃・不燃・資源・粗大)



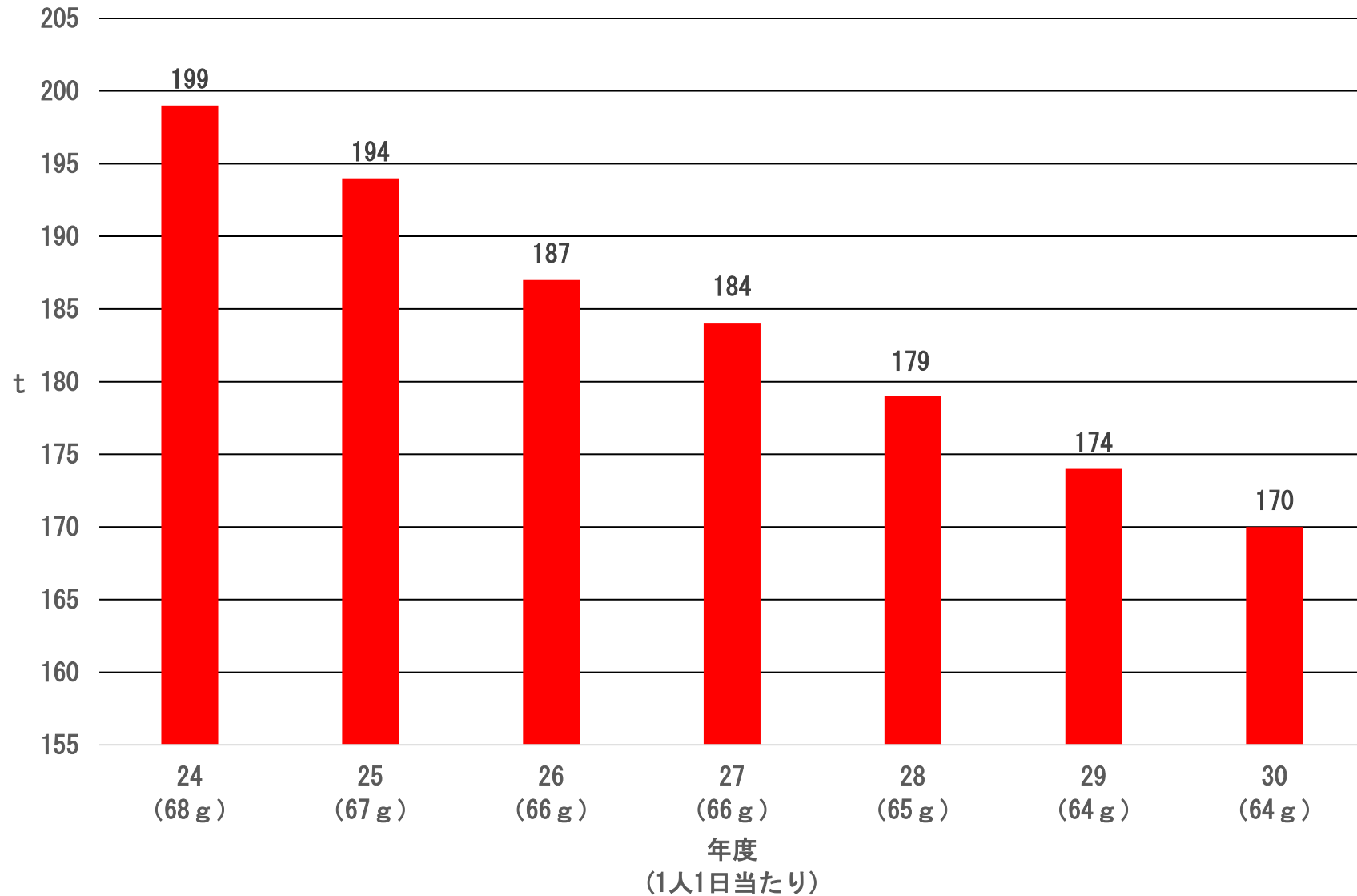
# 河津町の家庭系可燃ごみの排出量



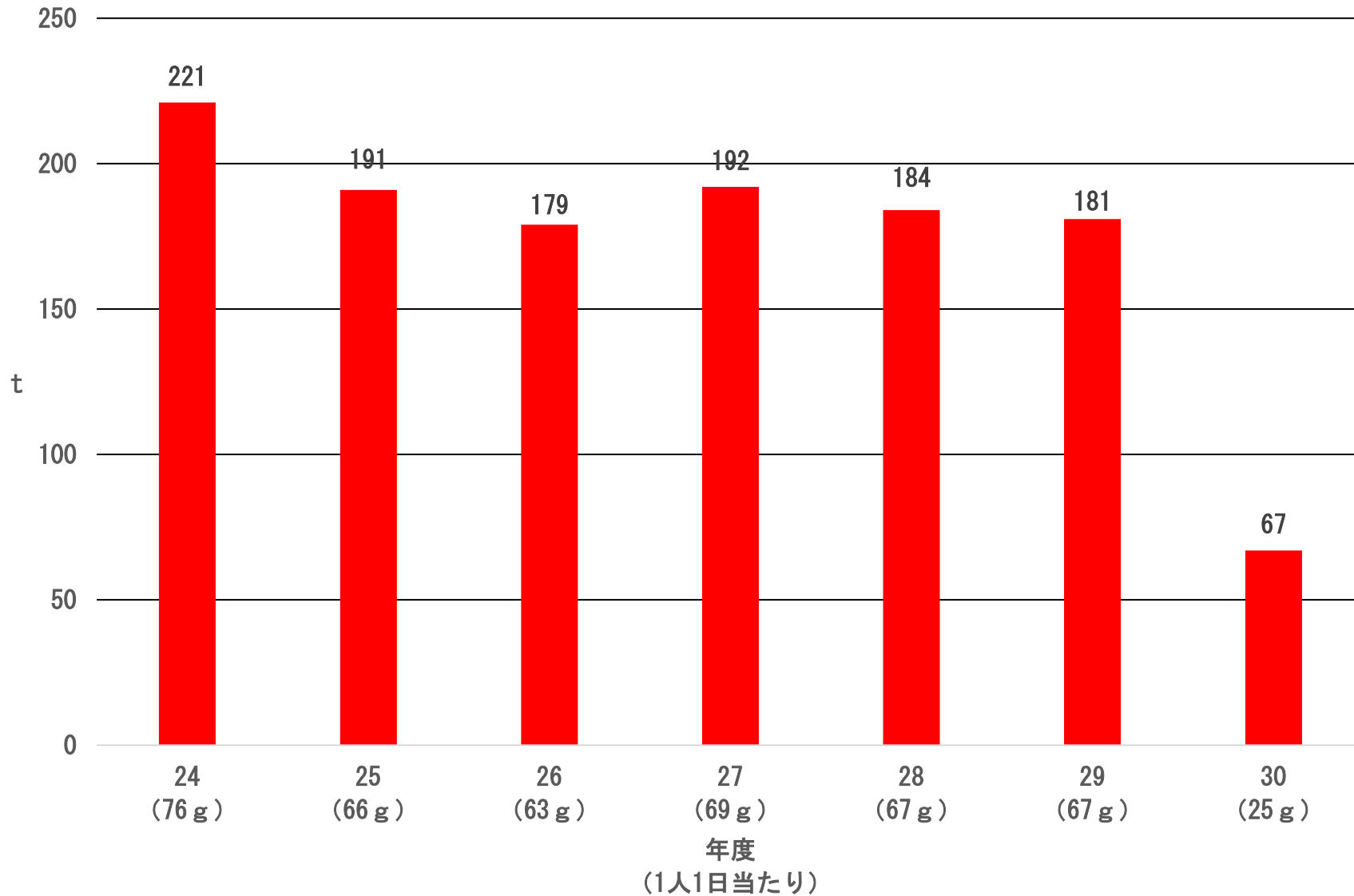
# 河津町の家庭系不燃ごみの排出量



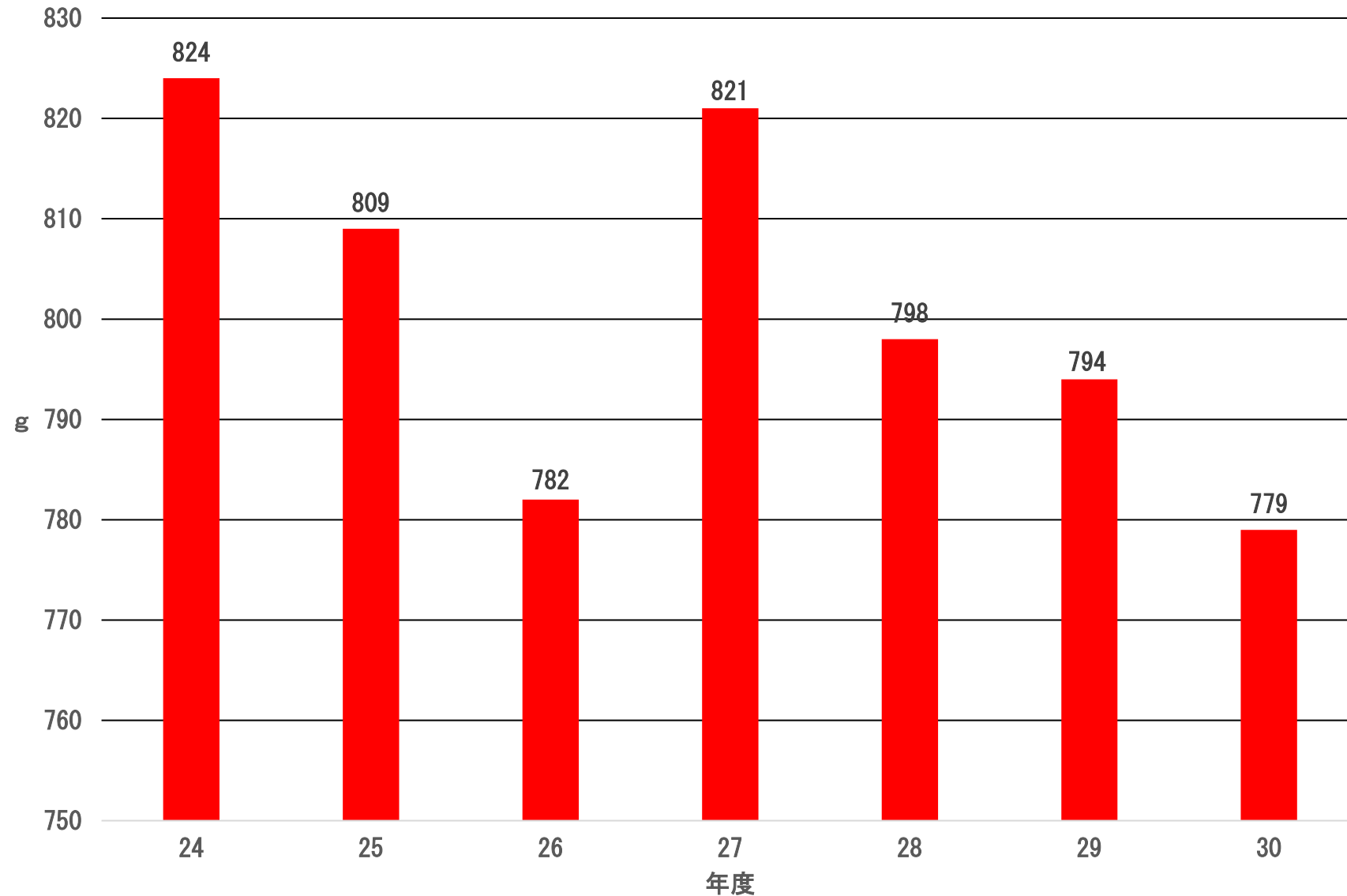
# 河津町の家庭系資源ごみの排出量



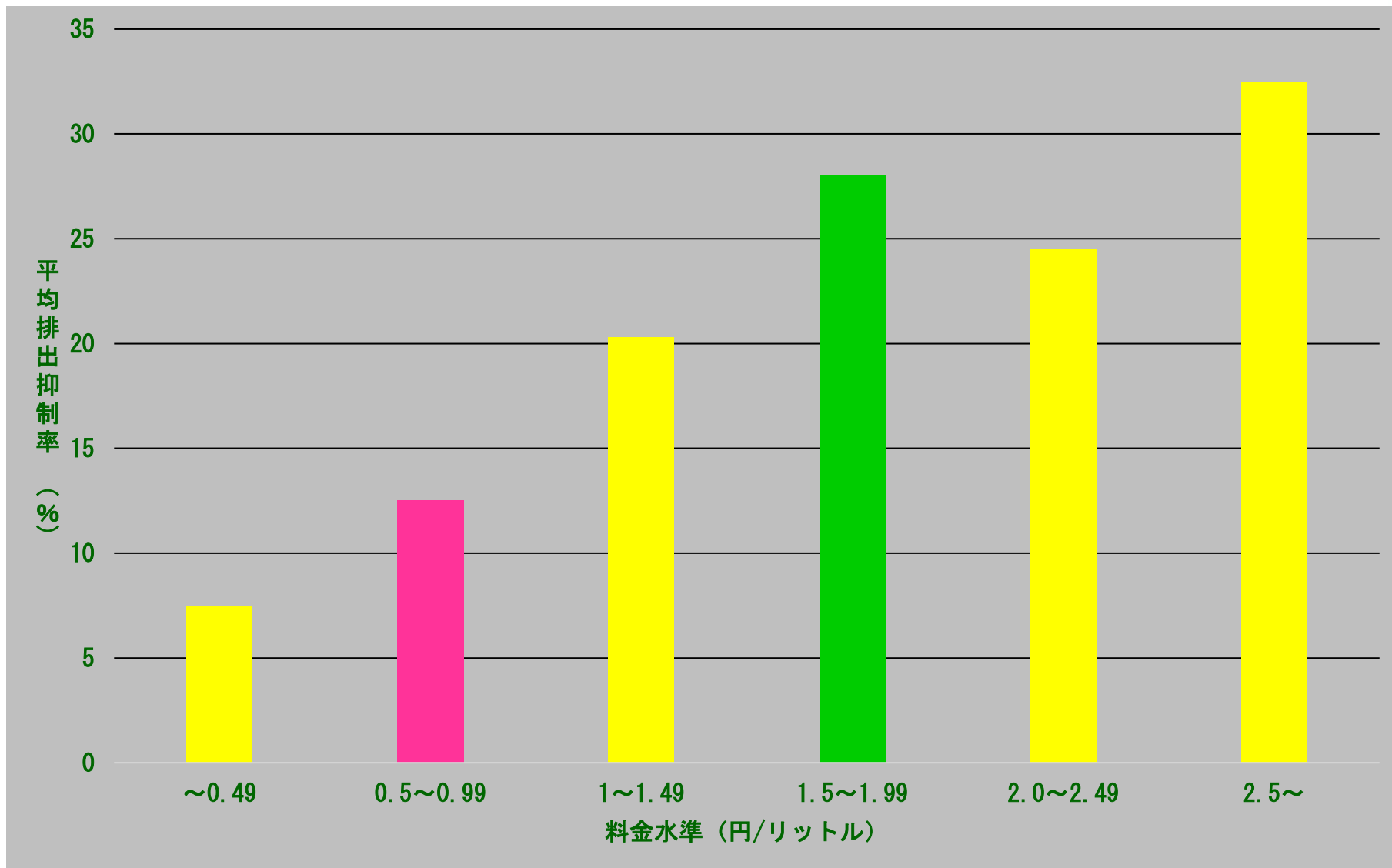
# 河津町の家庭系粗大ごみの排出量



# 河津町の家庭系1人1日当たりごみ排出量(可燃・不燃・粗大)



# 可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率





# エコクリーンセンター東河・可燃ごみ焼却費用単価試算表

## 平成29年度ごみ搬入実績量（決算より）

ごみ種別	搬入量	割合
生活系	6,563t	59.59%
事業系	4,451t	40.41%
合計	11,014t	
うち焼却量	9,945.54t	

## 焼却に係る経費（単価）について

（整備・修繕経費は国・県補助金を含む。）

内 訳	経費合計	1t当たり	うち生活系	1L当たり
人件費(焼却業務)	54,373,603円	5,467円	3,258円	0.619円
<b>焼却経費</b>	<b>69,395,930円</b>	<b>6,978円</b>	<b>4,158円</b>	<b>0.790円</b>
維持管理経費	4,826,384円	485円	289円	0.055円
焼却施設整備・修繕経費	262,409,041円	26,385円	15,723円	2.987円
<b>単価合計</b>	<b>391,004,958円</b>	<b>39,315円</b>	<b>23,428円</b>	<b>4.451円</b>

1リットル=0.19kgにて換算

# 近隣市町のごみ袋料金について

静岡県一般廃棄物処理事業のまとめ（平成30年度）より

	下田市	伊東市	熱海市	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
15L	100円	—	—	—	135円	100円
20L	—	<b>150円</b>	<b>100円</b>	<b>149円</b>	—	—
30L	200円	200円	200円	205円	230円	160円
45L	<b>310円</b>	<b>300円</b>	<b>300円</b>	<b>308円</b>	<b>325円</b>	<b>230円</b>
70L	—	—	—	<b>514円</b>	<b>500円</b>	—
75L	520円	—	—	—	—	—

※ 10枚当たり

# 家庭ごみ有料化に取り組む自治体の料金比較 (H30～R4)

No	都道府県	自治体名	料金(10枚当たり)								開始時期	
			5L袋	10L袋	15L袋	20L袋	22L袋	30L袋	40L袋	45L袋		70L袋
1	長野県	白馬村				<b>261円</b>		351円		<b>507円</b>		H30. 8. 1
2	長野県	諏訪市		100円			220円			<b>450円</b>		R3. 4. 1
3	東京都	小平市	100円	200円		<b>400円</b>			800円			H31. 4. 1
4	東京都	武蔵村山	100円	200円		<b>400円</b>			800円			R4. 10. 1
5	神奈川	茅ヶ崎市	100円	200円		<b>400円</b>			800円			R4. 4. 1
6	愛知県	半田市				<b>200円</b>		300円		<b>500円</b>		R3. 4. 1
7	愛知県	美浜町				<b>200円</b>		300円		<b>500円</b>		R3. 4. 1
8	愛知県	南知多市			150円			300円		<b>500円</b>		R3. 4. 1
9	岐阜県	羽島市			120円			240円		<b>360円</b>		R3. 10. 1
10	岡山県	玉野市	50円	100円		<b>200円</b>		300円		<b>500円</b>		R4. 4. 1
	<b>静岡県</b>	<b>河津町</b>				<b>165円</b>				<b>330円</b>	<b>550円</b>	

※検索エンジンで上位に表示された自治体の例

# 家庭ごみ有料化に取り組む自治体の1リットル当たり料金比較

No	都道府県	自治体名	料金(1L当たり)								平均	
			5L袋	10L袋	15L袋	20L袋	22L袋	30L袋	40L袋	45L袋		70L袋
1	長野県	白馬村				2.61円		1.17円		1.13円		1.63円
2	長野県	諏訪市		1.00円			1.00円			1.00円		1.00円
3	東京都	小平市	2.00円	2.00円		2.00円			2.00円			2.00円
4	東京都	武蔵村山	2.00円	2.00円		2.00円			2.00円			2.00円
5	神奈川	茅ヶ崎市	2.00円	2.00円		2.00円			2.00円			2.00円
6	愛知県	半田市				1.00円		1.00円		1.11円		1.04円
7	愛知県	美浜町				1.00円		1.00円		1.11円		1.04円
8	愛知県	南知多市			1.00円			1.00円		1.11円		1.04円
9	岐阜県	羽島市			0.80円			0.80円		0.80円		0.80円
10	岡山県	玉野市	1.00円	1.00円		1.00円		1.00円		1.11円		1.02円
	静岡県	河津町				0.83円				0.73円	0.79円	0.78円

# 指定ごみ袋（可燃）の変更点について

## （１）色の変更について

【現在】

半透明緑色



【有料化導入後】

半透明〇〇色（検討中）

## （２）指定ごみ袋の購入価格について（消費税及び地方消費税を含む）

新旧 サイズ	現在 (10枚入)	新 (10枚入)
S (20リットル)	65円	165円
M (45リットル)	100円	330円
L (70リットル)	140円	550円

※ 価格は、全ての小売店で同じです。

# 世帯当たりの負担額の試算

＜45リットル（M）のごみ袋を1週間に3枚 使用する場合＞

	金額/週	週/年	金額/年	増額(年額)	増額(月額)
有料化前	30円	52週	1,560円	—	—
有料化後	99円	52週	5,148円	<b>3,588円</b>	<b>299円</b>

# 手数料収入の用途について

平成29年度

河津町のごみ処理に係る経費の合計

172,168,000円

エコクリーンセンター東河での可燃ごみの東伊豆町・河津町の焼却量の内訳

東伊豆町 6,479.72 t

河津町 3,465.82 t

合計 9,945.54 t

⇒ 河津町の生活系の可燃ごみに係る焼却経費は、

3,465.82 t × 4,158円/t

≒ 約14,400,000円 … ①

昨年のごみ袋製造に係る費用の推計は、

約4,600,000円 … ②

①町の焼却経費 + ②ごみ袋製造費用 =

約19,000,000円

一方、手数料収入の見込額は・・・

**手数料収入の見込額** = 昨年度の販売実績の推計より、**約17,000,000円**

町の焼却経費 と ごみ袋製造費用の合計額が、**約19,000,000円**なので、  
今回、ごみ処理手数料を有料化することで、  
**手数料収入は、町の焼却経費とごみ袋製造費用の一部**に充てる。



手数料収入で、町のごみ処理経費すべてを賄うことはできない・・・  
**では、なぜ有料化するのか？**

住民の

- ①**廃棄物排出に係る意識改革・動機付け** を図ることで、
- ②**家庭ごみの減量化** につなげるとともに、
- ③**排出量に応じた費用負担の公平性（応益負担）** の確保を目指す。
- ④**焼却施設の延命化、焼却経費節減**
- ⑤**リサイクル率の向上・推進**
- ⑥**温室効果ガスの排出抑制**
- ⑦**近隣市町との格差是正を図ることで、域外からのごみ流入抑制** を期待できる。



# 新指定ごみ袋の販売について

## 新指定ごみ袋の販売時期

令和4年4月1日からの販売を予定しています。

※ 現在の町指定袋については、令和4年4月30日まで使用できます。

## 新指定ごみ袋の購入場所

新指定ごみ袋は、町と委託契約を締結した取扱店で購入することができます。

指定ごみ袋取扱店が具体的に決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。

# 現在の指定ごみ袋の取扱いについて

現在の町指定ごみ袋（半透明緑色）は、令和4年5月1日以降、可燃ごみの排出には、使用できなくなります。令和4年3月31日には販売も終了します。

※猶予期間として令和4年4月30日までは、現在の町指定ごみ袋での収集を行います。

## 【使い切ることができなかった場合】

使い切れなかった現在の町指定ごみ袋は、令和4年5月以降、同一サイズ10枚入り20束を一単位として町で買い戻しを行う予定です。

例：L袋21束の残⇒20束＝2，800円 ・ 19束の残⇒買い戻しなし

※ ごみ袋の残数が出ないようにお買い求めください。

# ごみの分別・ごみ出しの現状

## ごみ出しの現状について（カン類）



カンに「はさみ、鍋」が混在



小入れされ分別困難



## ごみ出しの現状について（ビン類）



無色ビンと茶色ビンが混在



陶器とビンが混在

## ごみ出しの現状について（ペットボトル）



ラベル・キャップが剥がされていない



ペットボトル以外の混在

# リサイクル率の向上について

## リサイクル率とは

ごみの排出量に対する、リサイクル量の割合

## リサイクル率 県内最下位からの脱却

平成30年度のリサイクル率

東伊豆町	10.2%	<県内ワースト3位>
河津町	7.7%	<県内最下位>
県平均	18.4%	

## リサイクル率を上げるには

- ①ごみの排出量を減らす
- ②分別を徹底して、リサイクルに回す

# ごみの減量について

## リデュース

ごみの発生を抑制し、ごみを減らすこと  
普段の生活の中に少しの工夫を取り入れることで、  
ごみ減量に取り組むことができます。

## リユース

まだ使うことができるものをごみとして捨てずに、再使用をすること  
使わなくなったものでも、必要としている人がいるかもしれません。  
ごみにしてしまう前に、別の使い道を考えてみましょう。

## リサイクル

限りある資源を有効活用するために、資源として再利用すること  
分別を行うことは、リサイクルの推進だけでなく、ごみの減量にもつながります。



# ～食品ロスについて～

「食品ロス」とは、食品が本来は食べられるのに捨てられてしまうことを言います。**日本では年間約632万トン、1人当たり**に換算すると、**毎日お茶碗約1杯分のごはんの量**が捨てられていることになります。

- ① 食材を「買い過ぎない」「使い切る」「食べきる」
- ② 「消費期限」と「賞味期限」の違いを知る

消費期限	賞味期限
品質の劣化が早い食品 「食べても安全な期限」のため、それを超えたものは食べない方が安全です。 お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど	品質の劣化が比較的遅い食品 「おいしく食べられる期限」であり、それを超えてもすぐに食べられなくなるわけではありません。 スナック菓子、カップ麺、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料など



## ～生ごみの減量～

家庭から出る可燃ごみのうち、約30%が生ごみです。生ごみを減らすことは、ごみ焼却効率の向上にもつながります。

**生ごみ処理機で、生ごみを堆肥化**することができます。**補助制度があります**ので、ぜひご利用ください。

## 事業系ごみの処理方法

- ① エコクリーンセンター東河に直接搬入する。
- ② 町の許可業者に収集運搬を依頼する。

# ごみの減量化に向けて

ごみの減量を進めていくためには、住民のみなさん1人1人のご協力が必要不可欠です。「**分ければ資源、混ぜればごみ**」を合言葉として、さらなるごみの分別と減量にご協力ください。

家庭系可燃ごみ処理有料化の実施に伴い、住民のみなさんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

# ごみ処理有料化のまとめ

1. 来年の4月1日から可燃ごみ処理有料化を開始します。
  2. 指定ごみ袋の色と価格が変わります。
  3. 現在の町指定ごみ袋（半透明緑色）は、令和4年5月1日以降、可燃ごみの排出には、使用できなくなります。令和4年3月31日には販売も終了します。
- ※ 猶予期間として4月30日までは、現在の町指定ごみ袋での収集を行います。
4. 使い切れなかった現在の町指定ごみ袋（半透明緑色）は、令和4年5月以降、同一サイズ10枚入20束を一単位として、町で買い戻しを行う予定です。
  5. 新しいごみ袋は、令和4年4月1日から販売を開始する予定です。

A vibrant rainbow arches across the top of the page. The background is a soft, light green with numerous sparkling light effects and faint white lines. In the foreground, there are detailed illustrations of green leaves and branches, some with sparkling highlights.

**～ご清聴ありがとうございました～**